

# ケーブルテレビ脱退届

ケーブルテレビ三好 指定管理者 様

三好市ケーブルテレビ条例施行規則第5条の規定により、ケーブルテレビ施設から脱退をしたいので、下記のとおり承諾事項に承諾のうえ、届け出ます。

記

## <承諾事項>

- 1 テレビ(四国放送・NHK含む全チャンネル)が映らなくなること。
- 2 加入者としての権利は全て無くなり、再加入の際は新規加入者となり、最低99,000円必要であること
- 3 利用料金に未納がある場合は、全額支払うこと。
- 4 ケーブルテレビ機器等の撤去のために業者が立ち入ること。

※承諾事項について、内容を確認のうえチェックして下さい。

令和 年 月 日

申請者

(本人との続柄 )

住所

電話番号

※連絡のとれる電話番号を必ず記載して下さい。

設置場所 三好市

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

脱退理由 \_\_\_\_\_

脱退の希望日 令和 年 月 日

※ケーブルテレビ三好記載欄

ID :

備考欄	受付印
/ : 停波	
/ ONU・宅内機器撤去	
/ 外線撤去	